

検討にあたっての基本的事項と第 7 回委員会における指摘事項

基本的事項	第 7 回委員会での意見等
1. 評価項目の体系は、「公共事業評価の基本的考え方」（平成 14 年 8 月：公共事業評価システム研究会）の体系を基本とする	
2. 対象事業は道路の新設・改築事業とする。道路の種類により、期待される整備効果や効果の発現範囲などが異なるため、現行の道路種別区分（高速道路、都市高速道路、一般国道、都道府県道、街路等）を基本として検討する	
3. 各事業段階（新規事業採択時、事業中、事業完了後）のうち、今回の検討は新規事業採択時評価を基本とするが、事業評価制度の一貫性を保つ観点から、再評価時や事後評価時にも活用できるものとする	
4. 評価項目は道路事業の効果を表す主要な項目を設定する。具体的には現行の客観的評価指標（案）を基本として体系的に整理、検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> 資料では、客観的評価指標を基本として、いくつかの観点から指標を追加することとしているが、追加指標についても、指標の独立性等に留意するべきである。
5. 項目ごとの評価方法は、有意な差ができるように定量化方法を検討する（評価項目によっては、定性的評価項目の併用についても検討する）	<ul style="list-style-type: none"> 「評価指標の分類」の中で、「主観的判断」と「定性的記述」の違いはどこにあるのか。（事務局より、主観的判断は、主観によるランキング等が可能なものであり、定性的記述は、そのようなランキングも困難な指標である旨、説明）
6. 道路種別ごとに、各々の特性、事業の規模等に応じた適切な手法を検討する。その際、評価指標の統合化（全項目の点数化・重み付け等）の是非、統合化する場合の方法（点数化の方法、重み付けの方法、重み付けの決定主体等）を検討する	
7. 道路種別や事業主体に応じ、地域性等を考慮する手法の導入の是非、導入する場合の手法を検討する（全ての道路種別について、高速自動車国道のケーススタディと同様に全国一律の基準で箇所を並べて作業することを前提とするものではない）	<ul style="list-style-type: none"> 「地域性を考慮した指標の追加」で、「公共交通手段の少ない地域」のニーズが「都市部における公共交通機関の代わりとなる道路整備」とされているが、「道路交通への依存が高い地域の道路整備の推進」とすべきである。 地域性を考慮するという事は、評価指標の抜け穴になる恐れがある。既存の評価指標で評価可能なものは新たに追加しないというような歯止めが重要である。
8. 評価に関する作業に要する負担に配慮し、事業規模・評価主体等に応じ、負担が過重にならない手法を検討する	
9. 評価結果について透明性の向上を図るとともに、わかりやすい取りまとめ方について検討する	
10. 最終的な決定は政策判断を踏まえて行うものであることに留意する	

道路事業・街路事業に係る総合評価方式を 検討するにあたっての基本的事項

- 1．評価項目の体系は、「公共事業評価の基本的考え方」(平成14年8月：公共事業評価システム研究会)の体系を基本とする。
- 2．対象事業は道路の新設・改築事業とする。道路の種別により、期待される整備効果や効果の発現範囲などが異なるため、現行の道路種別区分(高速道路、都市高速道路、一般国道、都道府県道、街路等)を基本として検討する。
- 3．各事業段階(新規事業採択時、事業中、事業完了後)のうち、今回の検討は新規事業採択時評価を基本とするが、事業評価制度の一貫性を保つ観点から、再評価時や事後評価時にも活用できるものとする。
- 4．評価項目は道路事業の効果を表す主要な項目を設定する。具体的には現行の客観的評価指標(案)を基本として体系的に整理、検討を行う。
- 5．項目ごとの評価方法は、有意な差ができるように定量化方法を検討する。
(評価項目によっては、定性的評価項目の併用についても検討する。)
- 6．道路種別ごとに、各々の特性、事業の規模等に応じた適切な手法を検討する。
その際、評価指標の統合化(全項目の点数化・重み付け等)の是非、統合化する場合の方法(点数化の方法、重み付けの方法、重み付けの決定主体等)を検討する。
- 7．道路種別や事業主体に応じ、地域性等を考慮する手法の導入の是非、導入する場合の手法を検討する。
(全ての道路種別について、高速自動車国道のケーススタディと同様に全国一律の基準で箇所を並べて作業することを前提とするものではない。)
- 8．評価に関する作業に要する負担に配慮し、事業規模・評価主体等に応じ、負担が過重にならない手法を検討する。
- 9．評価結果について透明性の向上を図るとともに、わかりやすい取りまとめ方について検討する。
- 10．最終的な決定は政策判断を踏まえて行うものであることに留意する。